

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月5日（改訂）
香美町立奥佐津小学校

1 はじめに

本校の学校教育目標は、「ふるさとを誇りに、夢や目標に向かい、自らを高める奥佐津っ子の育成」である。我々は、教育に携わる者の責務として、全ての子どもが自己の夢・目標の実現に向けて、充実した生活を送ることのできる学校を構築しなければならない。

小規模校の「強み」を根底に据えたきめ細かな教育を推進している本校ではあるが、固定化した集団を背景とし、「いじめ」につながる要因となりうる生活上の諸問題対応への危機意識を決して希薄にしてはならない。

また、児童の実態等を的確に把握するとともに、学校・家庭・地域に人権尊重の精神を根づかせ、社会全体の人権文化を一層高めることにより「いじめ」を見逃さず、許さない環境づくりを推進することも急務である。

強固な学校組織力を有した教職員の下で、児童の笑顔が絶えない生き生きとした教育活動が展開されることを目指し、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

我々教職員は、下記の基本的認識を十分に踏まえ、日常意識下に定着させるための自己点検に徹するとともに、校外への情報発信と理解・協力の家庭・地域への拡充に資する取り組みに徹しなければならない。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が及ぶ。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換が重要である。

3 未然防止の方策

(1) 学校での取組

○ 人権教育の推進

本校経営上の重要な柱である人権教育を全教育活動で推進するとともに、互いの違いを認め、尊重し合う心の育成に努める。

また、教職員自らの人権感覚を研ぎ、人権意識の向上、人権に配慮した望ましい言語環境の整備を図るための研修を推進する。

○ 児童を見守る温かなまなざし

職種・担任を問わず、全教職員による一人一人の児童への支え・励まし、声かけ等の励行を通して心の安定感・連帯感・所属意識等を醸成する。

○ 道徳教育の充実

週1時間の特別の教科道徳の時間を充実させるとともに、全教育活動を通して道徳的判断力・実践力の向上を図る。

また、特別の教科道徳の時間を保護者・地域住民等に広く公開する授業参観日と、各学年での人権学習の一端を発表・交流し合う「人権学習交流会」を開催し、啓発の機会として位置づける。

○ 体験活動の推進

「豊かな心」を育成するための五感を通じた体験活動の充実へ向けた創意工夫に努めるとともに、事前・事後指導の徹底により実効性を高める。

○ いじめに対する正しい理解

児童一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

○ 教師のきめ細かな日常的観察

児童と向き合う時間を重視し、日常的なふれあいの中で信頼関係・絆を強化する。

また、真摯に話し合える間柄を保持しつつ、児童の思い・願い・悩み等に寄り添い、正面から受け止めることのできる温かな心通う指導技術、カウンセリング・マインドの向上に努めるとともに、実効性を高める情報の共有化を図る。

○ 児童に関する情報の交流・共有による組織的な対応

全教職員で一人一人の児童観察に努め、不安定な様子・非日常的な言動等を察知した場合は、迅速な情報収集及び事実確認を行う。また、それらの共有化を図るとともに、学校全体による継続的な観察・指導・ケアを実施する。

○ 生活アンケートの充実

各学期に実施する生活アンケート結果の考察・活用、個人面談等により、一人一人の児童理解を深めるとともに、表面的には現れにくい生活上の諸問題を把握する有効な教育的手段とする。

○ 「とちの木」(友だちを認め合う言葉を集めた掲示板)を活用した心の育成

互いのよさを認め合い、支え・励まし合える望ましい人権意識を育成する。

また、掲示された内容を紹介することを通して自尊感情・自己有用感の醸成を図る。

○ 自尊感情の醸成

「役に立った」「ほめられた」「喜ばれた」等自己肯定感の醸成につながる多種多様な体験活動の場を設定する。

○ 校内研修の充実

「いじめ未然防止プログラム」、「いじめ対応マニュアル」改訂版等を活用した校内研修を行い、教職員のいじめの認知や対応能力の向上を図る。

- 学校・家庭・地域間の信頼を基盤とした良好な関係づくりに努める。
- (2) 家庭への働きかけ
 - PTA の各種会議や保護者会等において、学校におけるいじめの指導方針などを説明し、啓発につとめる。
 - 子どもたちの家庭内での言動等に留意し、不自然・不安定な様子が見られた場合は、迅速に担任等へ連絡できるよう、学校と家庭の双方向性ある日常的連携に努める。
 - 学校生活での様子が話題に取り上げられるような家庭の雰囲気づくりにつながるよう努める。
 - 「いじめは、絶対に許されないもの」「命と人権を尊重すること」を子どもの発達段階に即して、日常的・継続的指導を繰り返す。
- (3) 地域の方への働きかけ
 - 学校外での子どもたちの様子に関心をもち、望ましくない状況等があれば、迅速に学校へ連絡する。
 - 「地域の子どもは、自ら守り、育む」という意識の共有・高揚に努める。
 - 地区公民館、地区青少年育成推進委員会、民生委員・児童委員等との日常的連携を密にし、地域の子どもを守り、育てる協働意識・体制の向上を図る。
- (4) 関係機関との連携
 - 併設の幼稚園と月1回、定期的に情報共有を図る。
 - 中学校区内の小学校の指導内容等について情報交換を行い、一貫した指導体制を確立する。
 - 問題の内容に応じて必要な関係機関、スクールカウンセラー等と連携する。

4 早期発見の方策

「いじめ」を早期発見することが何よりも肝要であり、後の対応の成否を左右する。察知しにくいという特徴を危機意識下に置き、子どもたちの些細な変化を見逃すことなく、迅速な対応に移す行動力が不可欠である。常に、「いじめは、どの子どもにも起こり得る」という基本認識を根底に据えた指導に徹するとともに、全教職員での情報交流・共有に努める。

また、家庭・地域との信頼関係を大切にしながら、常にアンテナを高く掲げた情報収集への努力を怠ってはならない。

- (1) 授業・休み時間等における児童との会話・ふれあいを重視し、些細な変化や不安定な様子等の察知に努める。
- (2) 生活アンケート・個人面談を通して、定期的な情報収集を図り、児童の実態把握に努める。
- (3) 常に危機意識を忘れず、「こんなことくらい」「この程度のことなら」等で看過することのない毅然とした態度・姿勢を児童・保護者・地域住民へ示し続ける。
- (4) 児童との信頼関係を高め、悩み・心配事等を教職員に気軽に相談できる雰囲気づくりに努める。
- (5) 「いじめ」に気づく目・「いじめ」を許さない言動等の大切さを理解し、日常生活での実践につながる全体指導・学級指導を徹底する。
- (6) 保護者・地域との直接的・間接的な相互交流の場（PTA各会議、学校評議員、民生委員・児童委員との諸会議）を設定することを通して、学校との連携・協働体制を強化し、児童に関わる情報が入りやすい風通しのよい学校づくりを推進する。

5 早期対応の方策

- (1) いじめ行為を発見した教職員は、その場でいじめを止めるとともに、速やかにいじめ対応チームに連絡し、組織的に対応を行う。管理職の指示の下、当事者双方、周りの児童へ聴き取り調査を行い、関係教職員と情報を共有し、正確な実態を把握する。
- (2) 確認した事実を随時、全教職員で共有し、早期対応・再発防止等に向けた組織的な具体的指導方法・体制等を協議し、共通理解する。
- (3) いじめを受けている児童に対しては、相談の場所や時間を配慮し、一日を通して教職員の目が届くよう指導体制を整備し児童を守り通す。また、保護者に対しては、事実関係を伝えた後、つらい気持ちを共感的に受け止め、解決に向かって組織的に取り組むことを伝えるなどして、心配や不安を取り除くかわりを行う。
- (4) いじめを行っている児童へは、児童の成長につながる、いじめに対する毅然とした指導を行う。また、カウンセラーとの連携や保護者との面談も行い、今後の継続的観察等への理解・協力を求める。また、子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを保護者と一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。
- (5) 周囲の児童へは、傍観者から仲裁者への転換を促す指導を行う。
- (6) 教育委員会へ迅速に報告するとともに、関係機関等との連携を強化して対応する。
- (7) 特に配慮を要する児童については、以下の点に留意して対応する。
 - 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差からいじめが行われることがないように、理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - 性同一性障害や性的指向に係る児童に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - 東日本大震災等による被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する適切な心のケアを行う。細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
 - 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童への偏見や差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会への功罪について確かな理解を図る。
- (2) 児童のスマートフォン、携帯電話等の使用については、家庭でのルール作りや保護者の責任及び監督下で行うよう協力を呼びかける。
- (3) いじめ発生時には、警察等の専門機関と連携した指導や対応を行い、速やかに現状の回復がなされるよう努める。
- (4) 保護者に対するインターネット利用に伴う危険性や健全な判断能力育成を図る責務等の周知、啓発を行う。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である学校支援チーム、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

8 おわりに

少人数での学習形態や複式学級編制という一体感ある環境の中で、優しさ・思いやり等の望ましい人間的な温かさが培われ、安定した児童の生活が見られる。お互い支え合い、認め合う人間関係が展開されているが、子どもたちを取り巻く社会環境の激変は、不透明・不安定な状況をもたらしかねない。常に個々の児童に心配り・目配りを行い、高い危機意識を保持させることで、人と人のつながりを分断させ、心に深い傷を刻む「いじめ」の根絶に全職員一丸となり全力を尽くす。